

仙台市交通局職員募集プロモーション動画制作業務委託に係る実施要領

本実施要領は、仙台市職員募集プロモーション動画制作業務委託の受託候補者を特定するために必要となる事項について定めるものである。

1. 業務の名称及び業務概要

(1) 業務名

仙台市交通局職員募集プロモーション動画制作業務委託

(2) 業務目的

仙台市交通局職員（バス運転手、地下鉄運転士及び駅務員）の仕事の魅力を視覚的に感じることができ、仙台市交通局を就職先の一つとして考えるきっかけとなることを目的に職員募集プロモーション動画制作を行うもの。

詳細は別紙「仙台市交通局職員募集プロモーション動画制作の方向性について」のとおり。

(3) 業務内容

企画・制作する動画は、仙台市公式動画チャンネル「せんだい Tube」に掲載するスタンダード版動画と、X（旧：Twitter）をはじめとする SNS サイト上に掲載し、スマートフォンで閲覧することを主としたダイジェスト版動画とし、「バス運転手のプロモーション動画」及び「地下鉄運転士・駅務員のプロモーション動画」のそれぞれについて企画・制作するものとする。

ア スタンダード版動画

イ ダイジェスト版動画

ウ サムネイル

②規格等

ア 規格は下表のとおりとする。

項目	スタンダード版	ダイジェスト版
動画尺	120 秒程度	15 秒程度
拡張子	mp4	mp4
アスペクト比	16 : 9	16 : 9

イ 動画への音楽は必要とする。音楽素材の使用については、原則としてオリジナルかフリー音源を使用する等、著作権その他法的な問題が発生しないものを使用すること。

ウ 出演は本市交通局職員を基本とするが、その他出演者等を起用する場合は、肖像権その他法的な問題が発生しないようにすることとし、権利処理等の手続きについては受託者が全て行うこと。

エ 出演職種は原則、①バス運転手、②地下鉄運転士、③駅務員の3職種とする。その他の職種の出演については仙台市交通局と協議のうえ決定する。

オ 仙台市のまちの魅力を紹介するシティプロモーションも動画の構成に含めること（ダイジェスト版については必須としない。）。

カ インタビュー等のシーンを使う場合は音響不搭載の機材で使用することも想定し、音声がなくとも理解ができるよう字幕を挿入すること。

キ 映像に使用する動画素材については、受注者が所有しているものを使用することも可能とする。

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年9月30日までとする。

ただし、1(3)に記載の動画の納期については下記のとおりとする。

①バス運転手のプロモーション動画

契約締結日から令和6年7月31日まで

②地下鉄運転士・駅務員のプロモーション動画

契約締結日から令和6年6月30日まで

(5) 提案上限額

2,348,000円(消費税及び地方消費税込み)

2. 参加資格要件

- (1) 仙台市内に本社(店)・支社(店)または事業所を有する法人又は団体であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- (2) 対象業務に対応する種目について、仙台市交通局契約規程(昭和39年10月1日仙台市交通局規程第23号)第4条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 受付期限内に、仙台市交通局有資格業者に対する指名停止に関する要綱(昭和60年11月10日管理者決裁)第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。

3. 企画提案書等の審査方法及び評価基準等

審査委員会において次の審査方法、評価基準によりもっともすぐれた企画提案者を受託候補者として特定する。

(1) 審査方法

企画提案書等の提出書類をもとに以下の評価基準及び配点による書類審査を行うものとする。

(2) 評価基準

次の審査項目及び配点(合計100点)により行うものとする。

なお、業務の目的が達成可能と判断するための「最低基準」は、審査委員各々の得点が40点以上とし、これに満たない提案者は受託候補者として特定しないものとする。

① 業務理解(20点)

- ・本業務の目的を十分に踏まえた提案がなされているか

② ターゲット層への訴求力(20点)

- ・動画のターゲット層に対して、仙台市交通局で働いてみたいと関心を高める内容となっているか。

③ 仙台市交通局で働く魅力発信(35点)

- ・仙台市交通局で働く職員の魅力やイメージの向上、業務内容について適切に表現されているか。

④ 実施計画・実施体制(10点)

- ・業務を確実に遂行するための計画や、組織体制、人員が具体的に示されているか。

⑤ 独自提案(10点)

- ・その他、創意工夫や有用な提案があるか。

⑥ 事業費の見積(5点)

- ・事業費の見積は妥当かつ経済性に優れているか

(3) プロポーザルに関するプレゼンテーション

次により、提案内容等に関するプレゼンテーションを実施する。

- ①実施日 令和6年3月12日(火)
- ②実施場所 仙台市交通局本庁舎7階研修室(仙台市青葉区木町通一丁目4-15)
- ③実施時間 1社あたりプレゼンテーション20分・質疑応答10分程度
- ④出席者 3名以下の出席とする。
- ⑤その他
 - ・集合・開始時刻等の詳細は別途通知する。
 - ・プレゼンテーションで使用できる書類は企画提案書のみである。
 - ・動画を上映することは差し支えないが、その場合には事前に9に記載の連絡先あてに連絡すること。
 - 資料の変更、追加は認めない。

(4) 審査結果

- ① 全ての企画提案者に審査結果を郵送により通知する。また、受託候補者の特定後、受託候補者を仙台市交通局ホームページ及び仙台市ホームページで公表する。
- ② 特定されなかった企画提案者には、特定しなかった旨及びその理由(非特定理由)を書面により通知する。
- ③ 上記②の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日以内(閉庁日を除く。)に、非特定理由についての説明を求められることができる。
- ④ 非特定理由についての説明を求められた時は、その翌日から起算して10日以内(閉庁日を除く。)に、書面により回答する。

(5) 審査委員会

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会にて実施する。

- ①所掌事務 プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関すること。
- ②委員 交通局職員 6名

4 契約

(1) 予算規模

1 (5)に記載の額を上限とし、提案内容等を本局と調整の上、契約金額を決定する。なお、委託費は、提案事業の遂行に必要な経費とし、委託内容からその妥当性が認められる範囲内とする。

(2) 委託費の支払い

完了払いとする。

(3) その他

- ① 委託契約の締結に当たっては、受託候補者(3(4)で特定された提案者を言う。)の企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容の詳細について受託候補者と別途協議の上、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。
- ② 協議が整った後に、受託候補者は改めて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとする。
- ③ 受託候補者及び本局以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、予め著作権を有する者へ使用の確認及び加工の可否等について書面で確認を行うこととし、その費

用は全て委託料の中で賄うこと。

- ④ 著作権や著作者人格権に関して係争等が発生した場合は、受託候補者の費用により受託者が対応すること。

5 質問受付及び回答

(1) 受付期間

令和6年2月16日（金）15時まで

(2) 質問票の提出先

9に記載の連絡先あてに質問票（様式第1号）を電子メールにて提出すること。

(3) 質問への回答

令和6年2月26日（月）17時までに全ての質問の回答を本局ホームページに掲載する。

※ 説明会は実施しない。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和6年3月1日（金）17時（厳守）

(2) 提出方法

郵送または持参

※ 郵送の場合は、簡易書留等の配達記録の残る郵送方法に限る。

(3) 提出先

仙台市交通局総務部総務課（仙台市交通局本庁舎6階）

(4) 提出書類

① 応募申込書（様式第2号） … 1部

② 企画提案書（任意様式） … 7部

※ 本業務の実施体制、実施責任者及び業務全体のスケジュールを記載すること。

③ 会社概要（会社案内等） … 1部

④ 経費見積書（仙台市交通事業管理者あて） … 1部

※ 業務内容項目ごとに内訳を記載すること。

(5) 企画提案書作成上の留意点

① 動画の構成が分かるように絵コンテを提出することが望ましい。

② 企画提案に係る費用は応募者の負担とする。

③ 提出書類等は返却せず、本局の責任において処分する。

④ 提出期限後の企画提案書の提出、期限後の企画提案書の差替え・再提出は受け付けない。

⑤ 提出書類等は、提案者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。

⑥ 提出書類等は原則として仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号。）の対象文書となる。

(6) 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

① 応募資格要件を満たさない者又は受託候補者を特定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案

- ② 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載を行った者による提案
- ③ 上記1（5）に示す上限金額を超える提案
- ④ その他企画提案に関する条件に違反した提案

7. 特定方法

提出された企画提案書等を基に、審査委員会において書面審査を行い、受託候補者を特定する。

(1) 書面審査

令和6年3月12日（火）のプレゼンテーション終了後に書面審査を実施する。

(2) 審査方法、受託候補者の特定方法

審査委員会では、企画提案書及び3（2）の評価基準をもとに、6名の委員がそれぞれ100点満点で評価を行う。

審査委員6名の合計得点が最も高い提案をした事業者を本業務の受託候補者として特定する。同一点数により1者を特定できない場合には、審査委員会において協議の上、受託候補者を特定する。

8. スケジュール

令和6年2月9日（金）	募集開始
令和6年2月16日（金）	質問票の提出期限
令和6年2月26日（月）	質問票に対する回答
令和6年3月1日（金）	企画提案書等の提出期限
令和6年3月12日（火）	審査委員会（プレゼンテーション）
令和6年3月19日（火）	審査結果通知
令和6年4月上旬	契約・初回打合せ
令和6年6月～7月	納品

9. 担当者

仙台市交通局総務部総務課人事係 佐々木

住所：〒980-0801 仙台市青葉区木町通一丁目4-15 仙台市交通局本庁舎6階

電話：022-712-8307 メールアドレス:kotsu-saiyo@city.sendai.jp